

お知らせ

募集

催し

講座

スポーツ

その他

相談

Information

みんなの広場

さいたま  
フォト日記

## 平成24年度 各種健康診査・がん検診を 実施します

期間 4月27日(金)～平成25年3月9日(土)  
対象など 下表のとおり

No.	対象	健(検)診の種類	問合せ
①	国民健康保険加入者	国保健康診査、特定健康診査、 国保人間ドック	各区保険年金課
②	後期高齢者医療制度加入者	後期高齢者健康診査、 後期高齢者人間ドック	
③	生活保護世帯		
④	中国残留邦人等支援給付制度加入者	健康増進健康診査	各区保健センター(生活機能評価は各区高齢介護課)
⑤	保険制度全加入者(③・④を含む)	各がん検診、女性のヘルスチェック、骨粗しょう症健診、 肝炎ウイルス検診、成人歯科健康診査、生活機能評価	

※職場の健康保険などに加入している方の特定健康診査は、事業主や加入している保険組合などにお問い合わせください。

実施医療機関などの詳細は、市報5月号と一緒に配布する「健康診査のお知らせ」をご覧ください。

詳しくは、上記各問合せへ。

### 春の全国交通安全運動

4月1日から「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行されます。自転車に乗る際も交通ルールを遵守しましょう。

詳しくは、動物愛護ふれあいセンター(☎840・4150、☎840・4159)、又は各区暮らし応援室へ。

日時・会場・費用などは、市報さいたま各版、市ホームページ、各区暮らし応援室、各支所等でご覧になれます。

動物病院でも接種できます。なお、病院により費用が異なります。

### 重点目標

●子どもと高齢者の交通事故防止

●自転車の安全利用の推進

●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●飲酒運転の根絶

●交差点における交通事故防止

●さいたま市交通安全春のつどい

日時 4月4日(水) 13時～

会場 大宮ソニックシティ  
イベント広場(大宮駅西口)ほか  
内容 式典、交通安全パレードなど(雨天一部変更)

詳しくは、交通防犯課(☎829・1219、☎829・1969)へ。

### マイホーム借上げ制度をご利用ください

シニア世帯の持ち家を最長で終身に渡り借り上げ、子育て世帯などに転貸する制度です。

対象 50歳以上の方が所有する住宅  
案内書の配布 市役所10階住宅課、各区情報公開コーナーで配布中

詳しくは、一般社団法人移住・住みかえ支援機構(☎03・5211・0757)、又は市住宅課(☎829・1520、☎829・1982)へ。

### 環境

#### 電気式生ごみ処理機購入費補助金の事前申し込みを受け付けます

補助金額 1基につき2万円を上  
限とし、購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)  
補助基数 400基(抽せん)  
※1世帯につき5年間で1基まで(処理容器と合わせて2基まで)です。

電気を使わない生ごみ処理容器(コンポスト)の補助も行っています。

対象 市内在住で、平成25年3月31日までに電気式生ごみ処理

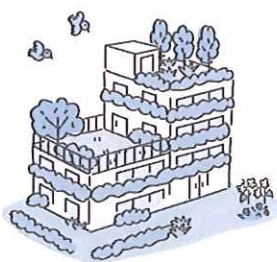
機を購入する方 ※購入する前に申し込みが必要です。

申込書の配布 各区暮らし応援室で配布中 ※市ホームページでダウンロードもできます。

申込み期限 5月31日(木)

詳しくは、廃棄物対策課(☎829・1336、☎829・1991)へ。

#### 建築物や道路に面した敷地の緑化の経費を助成します



#### ■屋上緑化・壁面緑化

条件 緑化面積が10㎡以上  
助成額 100万円を上  
限とし、経費の2分の1、又は2万円に緑化面積(㎡)を乗じた額のいずれか低い額

#### ■沿道緑化

条件 道路に面する自己居住用の住宅の敷地に、新たに3本以上の樹木を植栽する

助成額 15万円を上  
限とし、経費の2分の1、又は次の助成単価で算出した合計額のいずれか低い額  
助成単価 ▼高木(3m以上) 11

2万円/本 ▼中木(1.5～3m) 1万円/本 ▼既存木の撤去 5千円/m

#### 《共通》

対象 次のいずれかの建築物又は敷地 ▼市街化区域にある▼駅を中心としたおおむね半径500m以内にある ▼敷地面積が3,000㎡以上

詳しくは、みどり推進課(☎829・1423、☎829・1979)へ。

#### 排水設備工事は指定工事店へ依頼し、必ず工事の前に申請をしてください

公共下水道に接続する排水設備工事は、必ず市に登録している指定工事店へ依頼してください。※指定工事店は、市のホームページでご覧になれます。

#### 工事の申請

指定工事店を代理人として、工事の前に必ず申請をしてください。申請書に基づき、構造などを確認します。申請がない場合は、下水道使用料が正しく計算できない場合があります。

詳しくは、各建設事務所下水道管理課(北☎646・3249、南☎840・6249、東☎840・6269)、又は下水道維持管理課(☎829・1559、☎829・1975)へ。